

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 6 月 2 7 日
契 約 業 者 名	中央復建コンサルタンツ (株) 東京本社
契 約 業 者 の 住 所	千代田区麹町 2 - 1 0 - 1 3
業 務 の 名 称	R 6 千葉国道管内トンネル点検 M 1 0 業務
業 務 場 所	千葉国道事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	1. トンネル定期点検 2. トンネル坑口・ブロック積擁壁緊急点検 3. 大型カルバート等定期点検 (1) 4. 大型カルバート等定期点検 (2) 5. 大型カルバート等変状調査 6. 道路施設補修設計 7. 診断判定会議資料作成 8. 歩掛実態調査
履 行 期 間 (自)	令和 6 年 7 月 1 3 日
履 行 期 間 (至)	令和 7 年 6 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	3 4 , 4 1 9 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 2 9 , 5 1 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	6 3 , 9 3 2 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. トンネル定期点検 現地調査の結果、定期点検について、数量変更 (増) を行う。また、緊急点検を増工する。 2. トンネル坑口・ブロック積擁壁緊急点検 関東地方整備局管内において、土砂崩落発生による通行止めが発生し、千葉国道事務所管内における排水施設の緊急点検が必要となったことから、当該箇所における緊急点検を新規追加する。 3. 大型カルバート等定期点検 (1) 千葉国道事務所管内におけるカルバートの定期点検状況を確認した結果、新たに定期点検が必要となる大型カルバートが確認され、早急な点検が必要となったため、定期点検要領に基づく点検を新規追加する。 4. 大型カルバート等定期点検 (2) 圏央道における大型カルバート等について、N E X C O 東日本へ移管するにあたり、確認された変状箇所について、早急な点検が必要となったため、定期点検要領に基づく点検を新規追加する。 5. 大型カルバート等変状調査 圏央道における大型カルバート等について、変状が確認され、緊急を要するため、変状調査を新規追加する。 6. 道路施設補修設計 明鐘第 1 ・第 2 ロックシェッドについて、最新の点検結果を踏まえた補修設計図面の修正が必要となったため、シェッド補修設計を新規追加する。 7. 診断判定会議資料作成 診断判定会議の開催にあたり、会議資料の作成及び会議出席における費用について計上する。 8. 歩掛実態調査 本業務について、歩掛実態調査の対象となったため新規追加する。